

町村 敬貴君
三好 始君
本多 市郎君
引揚船の基地として重要な使命を持つており、固有財産として管理されている旧海軍の各種施設もあるから、大管

昭和二十五年五月六日印刷

昭和二十五年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所

(第一部)

(五二五)

第七回 参議院内閣委員会會議録第二十三号

昭和二十五年四月二十四日(月曜日)午後三時三十分開会

委員の異動

四月二十一日委員大隈信幸君辭任につき、その補欠として門屋盛一君を議長において指名した。

四月二十二日委員鈴木安孝君辭任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を開会いたします。

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。これは衆議院より提出されたものでありまして、衆議院議員受田君の提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(受田新吉君) 今議題にして頂きました引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案の提案者として、特に提案の趣旨説明を申し上げます。

げ、予備審査をして頂き皆様方の御審査の材料とし、同時に御審議を頂いて、これを可決して頂くことをお願いしたいと思っております。

この引揚同胞対策審議會設置法というものが生れたその最も大きな原因は、引揚同胞対策につきまして何らかの行政機構を要した二十三年の第二次回会における決議案が、その基本的な線を引いて呉れたものであります。

それは引揚同胞対策に関する決議案が第二回回会で衆参両院共万場一致、党派を越えてこれが採択されたことは、まだ我々の記憶に新しいところであり、私が、当時政府に対して、この決議の線に沿って努力せよという要望をしたその結果、ここに引揚同胞対策審議會というものが生れて、爾來この引揚問題、特に引揚促進、遺族、留守家族の援護、帰還者の更生対策としての就労、就業及び企業に関する事柄、帰還者の在外資産に関する問題、その外各般の引揚促進及び援護の問題がこの審議會で運営されて来たのであります。

中において完了するような決意を以て、この一年間くらいの中にこれを処理できるという期待があつたのであります。ところがその後、特にソ連地区における引揚が非常に遅延いたしました。今日向うまだ未解決である。そういう関係で、昨年議員提出の法案といまして、特にこの施行法の期間が一ヶ年となつておつたのを、昨年更に一ヶ年延長して二年限りということに

したのであります。本年に至つても、向この問題が八月末を以て完了しないに空気が漲つておりますので、この機会に更に一年延長して、引揚促進と同時に引揚者の援護問題、これを審議する機関として存置して頂きたいという意味で、これを提出したのであります。昨年はこの審議會が一年延長をされて、この八月三十一日までということになつておりますので、まだ四ヶ月間あるのであります。

はやこの国会も残り少なくなりました。八月三十一日までに臨時回会が開かれるという見通しも立つておりますので、このままにして置きますと、次の回会までに空白の事態が起つて来るといふことになり得るので、差迫つてはおりますが、今会期中に御審議をお願いしたいと思います。提案をしたわけでありまして、特に引揚問題については、ソ連政府の機関紙であるところのタス通信が、一昨日すでに引揚は戦犯の二千余名を残して完了したという報道をしておるのであります。ところが実際にいへば、いろいろな情報及び通信とか、その外各般の判断をいたしますと、尙相当残つております。殊に渉外局発表というものが信ぜられると、三十四万がまだ残留しておるといふことになるのであります。この問題は、タス通信の発表のみで帰還完了という解決に至つていないのであります。その意味で引揚問題が特に最終段階に達してあります。この問題を国民が嘆息過ぎ

ば熱さ忘れるで、残っている人に冷たい打ちをするとは断じて許されません。我々は最後の一人が帰つて来るまで、この解決に努力をしなければならぬ、こう考えまして皆方々にこの引揚問題は、もう大方終末に近付いたじやないかという関係から、この審議會ももう有名無実であるから、適当に処理したらどうかというような立場でなく、最後の一人に至るまで引揚問題の解決に努力するという立場から、我々の同胞の中に一人として不幸な人を残さないという愛の政治の立場から、この審議會が存置されて、引揚の問題の解決に努力して呉れるということをお願いしてあります。

たもう一つは、引揚促進だけというわけじやない、特に帰還者の在外資産の問題とか、更生対策問題、遺族、留守家族の援護の問題とか、そうした大きな線で、こちらに帰つて後の問題も残つておりますので、これも併せてこの審議會が取扱つておりますので、この引揚促進と、引揚後の援護の線と、この二つの線から、この審議會に更に一年の猶予期間をお願いして努力をして貰おうということをお願いしてあります。この点、法案は極めて簡單でありまして、ここへ提出して御覧に入れてあります。ことごとく「施行の後二年」というのを一施行の後三年」ということに改めるだけであります。何とぞ御審議を頂いて、引揚の完了してない同胞のために温かい手を伸べてあげ、又引揚後の援護及び

その他のいろいろな点において非常に気の毒な状態にある同胞達に、温かい手が打ち建てられるように念願を止まないものであります。

○委員長(河井彌八君) 本案について、提案者に何か御質疑がありますれば、この際お願いいたします。

○三好始君 本案の審議に当つては提案者の外に、むしろ政府当局にいろいろお尋ねしたい問題があるのであります。本日は出席がないようであり、他委員から提案者に御質疑があれば別ですけれども、そうではないれば、次回の委員会において御質疑をいたすことにして、本日は御説明を承るだけに止めておくことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) 委員長としては、受田代議員に、この際何か伺うことがあれば御発言があつた方が都合がいいかと思つてお諮りしたのですが、どうですか、これに關係した事柄でしたら、別に御発言がなければこの程度に止めます。

○委員長(河井彌八君) それでは他の問題に移りまして、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。予備審査であります。政府の説明を求めます。

○政府委員(水田三喜男君) それでは、只今議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。昨年六月一日に国家行政組織法が施

行されたのに伴ひまして、大蔵省の組織とその所掌事務の範囲及び権限を定める大蔵省設置法が制定、施行されたのでありますが、その後の諸情勢の推移に伴ひまして大蔵省の機構等につきまして若干の改正を加える必要があり、ますので、本法律案を提案いたしました次第であります。

本法案の内容であります。先ず本省関係から主要な改正点を申し上げますと、その第一は、外国為替及び外国貿易管理法並びに株式名義書換に関する法律等の制定に伴ひまして、所掌事務に関する関係事項について整理を行つたこととあります。

その第二は、先ほども申し上げた通り、賠償施設処理費等の経理に関する事務の特別調達庁又は賠償庁への移管並びに土地台帳及び家屋台帳に関する事務の法務府への移管のため理財局、主税局等の所掌事務からこれらの事務の關係事項を削除いたしましたこととあります。

その第三は、地方における財務行政の円滑な遂行を図るため、財務部を財務局と改称することに伴う改正等がその主要なものであります。

次に外局の關係について申し上げますと、先ず国税庁關係であります。その主要なもの、今回の税法の改正に伴ひまして、内国税に關する審査の請求についての協議機関といたしまして、国税庁及び同税局に協議団を設置いたしましたこと並びに国税庁監察官に、国税庁に所屬いたします職員に職務に關係のある犯罪を捜査させるため、必要な規定を設け、職務の厳正を期することとしたこと等であり、ます。次に公認會計士法の改正等に即応い

たしまして新たに外局として公認會計士管理委員会を設置いたしましたこと並びに証券取引委員會の所掌事務に株式の名義書換代理人の登録事務を加えましたこと等がその主要なものであります。

尚、大蔵省の附屬機關であります各種の審議會につきましましては、昨年末から整理方針を立てまして、前々その準備をいたして参つたのであります。その中特に存置する必要があるものを除き本省及び外局を通じて十の審議會を廢止することといたしました。

又、酒類配給公団につきましましては、その清算事務を終了いたしましたので、同公団關係の條項を削除することといたしましたのであります。

以上本法律案について、その概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八郎) 尙政府委員から逐條について御説明を願います。それでは村上文書課長。

○説明員(村上) それでは只今議案となつております大蔵省設置法の一部改正の法律案につきまして逐條説明に従ひまして御説明いたしたいと思ひます。お手許に新旧対照表が配付してございまして存じますが、改正法の本文よりはこの方が御覽頂きまして分り易いと思ひます。この方を御覧頂きまして御説明をいたします。

これは表紙にお断りしてございまして、ここに改正になりました分に線が引いてございまして、そこに書いてございまして、線の引いてあります右側が新たに挿入した場合、それから線の左側は削除した場合ということとござい

ます。そこで先ず目次につきましましては、内容の整理でございまして、変更しました点は公認會計士管理委員会というものが新たに加わりましたので、それが入つておるだけとございまして、それから次の頁に参りますと、第五章公団というところがございまして、これは只今提案理由の説明で申し上げますように、酒類配給公団の清算事務が終了したので、この關係を削除いたしましたわけとございまして、それから第四條、これは只今御説明申し上げましたように、土地台帳、家屋台帳、土地家屋の賃貸價格の事務を法務府の方に移管いたしましたために、大蔵省から削つたわけとあります。それから第四條の二十二というものがございまして、これも只今説明申し上げましたように、国税庁の職員の規律を厳正にいたしますために、司法警察權のうち強制權を伴わない範圍の司法警察權を渡すという改正をいたしております。その關係の改正でございまして、それから三十五、次に四十の二というものがござい

ます。これは實質については三十五の方は変更は殆んどございせん。ただ現在の條文は勅令で以て官制を規定してございまして時代の古い官制の條文そのまゝ持つて来たわけとあります。今同外為替及び外國貿易管理法という法律が新たに制定されたことに伴ひまして、その法律の表現に合せまして字句の整理をいたしたのでござい

ます。それから四十の二、この方は只今本国会に株式名義書換に関する法律案が提案になつております。これが成立いたしますれば、この登録の監督といつたような事務が、大蔵省に証券取引委員會という外局がございま

す。そこで所掌いたすことになりまして、従ひましてその關係をここに加えたわけとございまして、それからその次の頁に参りまして第六條、ここで変更しましたのは理財局に次長一人を殖しましたこととござい

ます。主計局に次長二人とございまして、これは現在すでに法律で定めまして置いてございまして、その外に新たに理財局に次長を一人置く、かようなこととございまして、理財局には現在八課とございまして、これは昨年の六月までは御承知のように大蔵省に固有財産の關係を扱つておりましたところの固有財産という局と、それから終戦処理費の経理でございまして、或いは賠償施設の管理でございまして、それから閉鎖機關の關係というようないわば終戦に伴ひまして起つて参りましたいろいろな財務關係を處理しました主管局としまして、管理局というものがございまして、管理というものがございまして、六月に局を減らしまして、管理局の仕事を分けましてその一部は理財局へ、一部は管財局へ移した結果、一局を減

少したわけとあります。ところがその結果としまして、それらの事務を引継ぎました理財局の方は、もと／＼財政と金融との緊き目の仕事を担当しておるのでございまして、そういう管理

局から理財局に事務の一部を引継ぎました關係で、八課という非常に分量も内容も相當幅の広い局になつております。従ひまして關係方面との折衝でございまして、その他非常に繁忙を極めております。どうしてもここに局長を補佐する次長を置きたいという趣旨を以ちまして、次長一人を今回設置して頂きたい、かような次第でございま

す。それから第九條、これは前に申し上げましたと同様でございまして、四條の方は、これは先ず規定の体裁といたしまして大蔵省全体の所掌事務をずつと掲げてあるわけとございまして、それからこれは前の四條の方でちよつと申し上げましたのでございまして、九條の方は主税局の所掌事務を更に細分して書いてあるわけとあります。従ひまして前に申し上げました土地台帳、家屋台帳の關係がここに繰返して出て来るわけとあります。実体は全く前と同じであります。

それから十條、これも同様でございまして、理財局の所掌事務を掲げてある條文でございまして、従ひまして前に四條の方で申し上げました外國為替の關係の字句の整理、そういうものがここに多少更に細かに表現で繰返されて出て来るわけとあります。この点は実体についての変更は全く前と同じであります。それからその次の頁に参りますと十八というものがございまして、これは先程御説明のときに申し上げましたように公認會計士の監督を担当いたします部局といたしましてシャウブ勸告の中にございまして、今回新たに公認會計士管理委員會というものを新設することを予定しております。従ひまして従来理財局で担当いたしておりました事務がそちらの方へ移ることに相成るのであります。従つて理財局の所掌事務からこの十八に掲げました字句を落すわけとあります。それから二十二、二十三、二十四、これはさつき説明にございしましたが、二十二はこれは特別調達庁、賠償庁の方へこの仕事を移す予定にしております。それから二

す。それから第九條、これは前に申し上げましたと同様でございまして、四條の方は、これは先ず規定の体裁といたしまして大蔵省全体の所掌事務をずつと掲げてあるわけとございまして、それからこれは前の四條の方でちよつと申し上げましたのでございまして、九條の方は主税局の所掌事務を更に細分して書いてあるわけとあります。従ひまして前に申し上げました土地台帳、家屋台帳の關係がここに繰返して出て来るわけとあります。実体は全く前と同じであります。

それから十條、これも同様でございまして、理財局の所掌事務を掲げてある條文でございまして、従ひまして前に四條の方で申し上げました外國為替の關係の字句の整理、そういうものがここに多少更に細かに表現で繰返されて出て来るわけとあります。この点は実体についての変更は全く前と同じであります。それからその次の頁に参りますと十八というものがございまして、これは先程御説明のときに申し上げましたように公認會計士の監督を担当いたします部局といたしましてシャウブ勸告の中にございまして、今回新たに公認會計士管理委員會というものを新設することを予定しております。従ひまして従来理財局で担当いたしておりました事務がそちらの方へ移ることに相成るのであります。従つて理財局の所掌事務からこの十八に掲げました字句を落すわけとあります。それから二十二、二十三、二十四、これはさつき説明にございしましたが、二十二はこれは特別調達庁、賠償庁の方へこの仕事を移す予定にしております。それから二

す。それから第九條、これは前に申し上げましたと同様でございまして、四條の方は、これは先ず規定の体裁といたしまして大蔵省全体の所掌事務をずつと掲げてあるわけとございまして、それからこれは前の四條の方でちよつと申し上げましたのでございまして、九條の方は主税局の所掌事務を更に細分して書いてあるわけとあります。従ひまして前に申し上げました土地台帳、家屋台帳の關係がここに繰返して出て来るわけとあります。実体は全く前と同じであります。

それから十條、これも同様でございまして、理財局の所掌事務を掲げてある條文でございまして、従ひまして前に四條の方で申し上げました外國為替の關係の字句の整理、そういうものがここに多少更に細かに表現で繰返されて出て来るわけとあります。この点は実体についての変更は全く前と同じであります。それからその次の頁に参りますと十八というものがございまして、これは先程御説明のときに申し上げましたように公認會計士の監督を担当いたします部局といたしましてシャウブ勸告の中にございまして、今回新たに公認會計士管理委員會というものを新設することを予定しております。従ひまして従来理財局で担当いたしておりました事務がそちらの方へ移ることに相成るのであります。従つて理財局の所掌事務からこの十八に掲げました字句を落すわけとあります。それから二十二、二十三、二十四、これはさつき説明にございしましたが、二十二はこれは特別調達庁、賠償庁の方へこの仕事を移す予定にしております。それから二

す。それから第九條、これは前に申し上げましたと同様でございまして、四條の方は、これは先ず規定の体裁といたしまして大蔵省全体の所掌事務をずつと掲げてあるわけとございまして、それからこれは前の四條の方でちよつと申し上げましたのでございまして、九條の方は主税局の所掌事務を更に細分して書いてあるわけとあります。従ひまして前に申し上げました土地台帳、家屋台帳の關係がここに繰返して出て来るわけとあります。実体は全く前と同じであります。

め、必要な規定を設け、職務の厳正を期することとしたこと等であり、次に公認会計士法の改正等に即応い

すことは、線の引いてあります右側が新たに挿入した場合、それから線の左側は削除した場合ということになります

成り立ちますれば、これの登録の監督といたつたような事務が、大蔵省に証券取引委員会という外局がございま

を補佐する次長を置きたいという趣旨を以ちまして、次長一人を今回設置して頂きたい、かような次第でございます

明にございまして、二十二はこれに特別調達庁、賠償庁の方へこの仕事を移す予定にしております。それから二

十三は、これは主計局の方へ移したかどうかと思つて理財局の方から削つたわけであり、ただ主計局の方へ新たに差し加えませんでしたのは、主計局の本来の仕事から言へば、こういった仕事を当然に外の局がやらなければ主計局がやるという建前になりますので、特に主計局の方は加えませんでした、理財局の方だけを削つたのであります

二十四、これは御承知かと存じますが、昭和二十二年法律百七十一号という相当問題になつた法律がございまして、要旨はすでに御存じだと思ひますが、政府に対して支拂を請求するときに、その内容が一言にして申しますと、密によつておるといふようなはつきりした請求書を出す必要があるという法律でございまして、或る場合にはこの法律の關係で相当支拂遅延の原因にもなるということもあつたかと思ひます。この法律を今回廃止することを予定いたしております。従ひましてこの所掌事務から落すことにいたしました

それから第十一條でございます。十一條の十一というのがございまして、これは従事から管財局……十一條全体が管財局の所掌事務でございまして、従来から事務の性質上、管財局が主に行なつておつた事務でございまして、今同改正の機会がございましたので、事態をはつきりいたしましたために規定に追加したというだけの事務でございまして、実体には影響がございせん

それから次の十三條に参ります。十三條は、本省の附屬機關を列記してあります條文でございまして、ここに新旧

の對照を設けてございまして、上が新しいもの、即ち今回の改正が成立いたしましたならば今後の委員会、審議会の設置法により設けられております、そこに×がつけてあるののでございまして、これは先程提案理由の説明で申述べましたように、整理して落す、なくすものでございまして、上の方に○が付いたのが二つございまして、これが新たに設置しようとするものでございまして、全体、審議会につきましてはあとで地方部局の附屬機關としての審議会も出て参りますが、政府の方針に従ひまして、極力不要不急の審議会を整理するといふ根本方針に則り、十四ばかりの審議会を整理いたしたのでございまして、たださういふ情勢下におきまして、ここに掲げます二つだけは新設を必要とするという意味で、特に新設をお願いするものであります。先ず財政制度審議会、これは財政の制度に關しまして今後更に研究を必要とするものが相当残されておられます。例へて申しますと、国庫金の出納制度でございまして、或いは企業会計の経理システムでございまして、かういふ大きな問題が残つておられます。そこでさういふような問題を研究いたしますために、どうしても民間、學界、経験者、さういふ各界の御意見を参酌する必要がございまして、特にこれを設けたいという趣旨でございまして、それからその次の資産再評価審議会、これは今回国会に提案になつております法律案に伴いますものでございまして、やはり事務の重要性に鑑みまして、特に各界の意見を承わりたいという趣旨で設けるものでございまして

それから第十四條に参ります。ここから地方支分部局でございまして、以上申し上げましたのが本省の關係でございまして、ここからが地方の關係でございまして、地方につきましても、ここに名稱の変更が一つございまして、申しますのは大蔵省の、税務を除きますと大蔵省全体の所掌事務の出先機關として、全国に十ヶ所現在置いておりますが、財務部というものを設けております。これは單なる名稱の変更でございまして、従来昨年六月までは財務局といたつたものが現実にございまして、それが税務の關係と、その他の大蔵省行政といふものを併せて行なつておつたわけでございます。それを特に税務を獨立する必要があるということ、昨年六月から分離したわけでございますが、従来のいきさつもございまして、どうも財務部というものが、會々の国税局の中の財務部であるのか、或いは地方公共団体の機關でありますのか、どうもはつきりいたさない点もございまして、これは理論上と申しますよりは實際問題として各出先現場において非常に混雜、支障を來たしておる。そこで財務部という名稱をはつきり財務局といふふにこの際直して頂きたい、かような趣旨でございまして、そこでこの關係は次の頁の十六條にございまして、ここに表がございまして、同時に例へば次の頁へ行きまして、広島、高松といふたあたりを見て頂きますとよく分るのであります。広島財務部という名稱の下に、所轄の県としては広島、山口、岡山、鳥取、島根、これだけを扱つておるわけでございます。又高松財務部では香川、愛媛、徳島、高知、これだけを所掌いたしておるわけでございます

それから第十四條に参ります。ここから地方支分部局でございまして、以上申し上げましたのが本省の關係でございまして、ここからが地方の關係でございまして、地方につきましても、ここに名稱の変更が一つございまして、申しますのは大蔵省の、税務を除きますと大蔵省全体の所掌事務の出先機關として、全国に十ヶ所現在置いておりますが、財務部というものを設けております。これは單なる名稱の変更でございまして、従来昨年六月までは財務局といたつたものが現実にございまして、それが税務の關係と、その他の大蔵省行政といふものを併せて行なつておつたわけでございます。それを特に税務を獨立する必要があるということ、昨年六月から分離したわけでございますが、従来のいきさつもございまして、どうも財務部というものが、會々の国税局の中の財務部であるのか、或いは地方公共団体の機關でありますのか、どうもはつきりいたさない点もございまして、これは理論上と申しますよりは實際問題として各出先現場において非常に混雜、支障を來たしておる。そこで財務部という名稱をはつきり財務局といふふにこの際直して頂きたい、かような趣旨でございまして、そこでこの關係は次の頁の十六條にございまして、ここに表がございまして、同時に例へば次の頁へ行きまして、広島、高松といふたあたりを見て頂きますとよく分るのであります。広島財務部という名稱の下に、所轄の県としては広島、山口、岡山、鳥取、島根、これだけを扱つておるわけでございます。又高松財務部では香川、愛媛、徳島、高知、これだけを所掌いたしておるわけでございます

それから第十四條に参ります。ここから地方支分部局でございまして、以上申し上げましたのが本省の關係でございまして、ここからが地方の關係でございまして、地方につきましても、ここに名稱の変更が一つございまして、申しますのは大蔵省の、税務を除きますと大蔵省全体の所掌事務の出先機關として、全国に十ヶ所現在置いておりますが、財務部というものを設けております。これは單なる名稱の変更でございまして、従来昨年六月までは財務局といたつたものが現実にございまして、それが税務の關係と、その他の大蔵省行政といふものを併せて行なつておつたわけでございます。それを特に税務を獨立する必要があるということ、昨年六月から分離したわけでございますが、従来のいきさつもございまして、どうも財務部というものが、會々の国税局の中の財務部であるのか、或いは地方公共団体の機關でありますのか、どうもはつきりいたさない点もございまして、これは理論上と申しますよりは實際問題として各出先現場において非常に混雜、支障を來たしておる。そこで財務部という名稱をはつきり財務局といふふにこの際直して頂きたい、かような趣旨でございまして、そこでこの關係は次の頁の十六條にございまして、ここに表がございまして、同時に例へば次の頁へ行きまして、広島、高松といふたあたりを見て頂きますとよく分るのであります。広島財務部という名稱の下に、所轄の県としては広島、山口、岡山、鳥取、島根、これだけを扱つておるわけでございます。又高松財務部では香川、愛媛、徳島、高知、これだけを所掌いたしておるわけでございます

でございます。改正の機会でございますので、大體に即しまして、それ〴〵中国、四国、かういふふうに変更した方が一般に分り易いのではないかと、かういふことを考へまして、局と改め、また機会に広島、中国、高松は四国といふふうで、それ〴〵名稱を変更したいと考へております

それから十七條、これは以上申述べました關係に伴うものでございまして、それから十八條も全く同様名稱の変更でございます

それから十九條に参ります。十九條も以上申述べましたことに伴うわけでございますが、現在全国十ヶ所に財務部といふものがございまして、更にその下部機構として大體北海道、各府県に財務部支部分といふものを設けておるが、これを財務部といふことに改めたいといふのがこの内容であります

それから二十條、これは税關の關係でございます。その三〇、これは実体に変更はございせん。ただついでにございまして、規定の整備をいたしたいといふことでございまして、それから三十四條は、大蔵省に置かれます外局を列記した規定でございまして、そこでそれに加えますのが少し縁がズレておりました分りにくいのです、が、公認会計士管理委員会といふものが新設になるわけでございます。それから二十五條、これは実体には關係がございせん。ただ規定の整備でございまして

いて所掌いたしておつた事務を、特に外局たる管理委員会といふものを設けてまして、そこで所掌いたしたいという關係で、この第一節の二という全部新設の條文を起しまして、そこに規定を総合するわけでございます

それから三十條は、これは前に出て参りましたが、同稅關關係の所掌事務の規定でございまして、そこでこれも前に申しました大蔵省全体の所掌事務の關係がここに重複して出て参りますが、七の二といふのは、これは新たに加わる規定でございまして、司法警察權を一部の國稅庁職員に持たして規律の嚴正を図る、その關係の規定でございます

それから三十一條、三二といふものがございまして、これも前に申上げました土地台帳の管理を法務府に移すという關係の規定の整理でございまして、その他三十三條の二、三十三條の三あたりは以上に伴います細かい規定の整備でございまして、特に三十三條の二、三といふところの裏には相當刑事訴訟法等を引用いたしまして細かい規定がございまして、いずれもその關係の技術的な整備でございまして、それからその次の頁に参りますと、引用いたしました刑事訴訟法、刑法等の規定を参照條文としてそこに挙げております。右側の方で非常に細かい規定を引用いたしておりますので、その内容はどういふことであるかといふことを左の端から次の頁に直りまして、更にその次の頁の半分くらいのところまで、これは参考でございまして、條文に入るものではないと思ひますが、かういつた條文が引用されておるといふ参考に掲げましたものでございまして

それから第一節の二といふのを次に新しく設けまして、これが先程も説明を申上げましたが、公認会計士管理委員会という、従来理財局の一部にお

それから第三款附屬機関というところがございます。これは国税庁に置かれますところの附屬機関の規定であります。そこに国税庁協議所というものがございまして、これは今回の税法の改正に際しましては御審議を仰いだこととでございます。内容につきましては特に御説明の必要もないかと思ひます。そういったものを税法の方で設置いたします関係上、設置法の方でその規定をここに追加いたしましたわけでございます。その次に参考として次の頁の端に所得税法の規定が引用してございまして、これは所得税法の規定だけが根拠になつておるといふ意味でここに示しておるわけでありまして、三十四條、そこにもちよつと改正がございます。これは字句の整理でございますので、実体の変更は何らございません。

それから三十五條、これは国税庁の附屬機関であります。これを表示したものでございまして、これは前に出ました本省の場合と同様、下の段が現行上が改正によるものであります。而してその〇を記したものがなくすものでございます。上の〇を記してありますのが新設でございます。新設は本省に資産再評価に関する審議会を一つ設置したいということを上上げました。そこで再評価に關する基本方針、基本基準というものを大体審議決定をして頂くつもりでございます。そこでこの国税庁に設置されます資産再評価調査会と申しますものは、その基準の運用につきましては、その問題が起つて来るかと思ひます。そういった問題をここで採上げて個々の事例につきまして、御審議を仰ぐ、かよう

なことに相成るかと思ひます。

三十八條は、ちよつとこの資料が見にくいようでございますが、経理部といたうのが従来あつたわけでありまして、それをなくしまして徴收部というものを代りに設置するわけでございます。これは多少細かい話になつて恐縮でございますが、経理部で従来扱つておりました仕事は、税を徴收するという徴收部面の仕事の外に国税庁の人事費、物件費等の予算の経理という二つの仕事を併せて行なつておりました。経理部という名称を附しておつたわけでありまして、ところが今同は従来の経理部から予算経理に關する事務を、一番前にあります総務部に移すことを考へております。経理部は總務部の所掌事務といたしまして、徴收部という名前に改めまして徴收關係を專管する、それだけをやるということに改めたい、ということがこの趣旨でございます。

それから三十八條の二、これは同税局、地方にございまして同税局に關する規定の條文であります。そこに三十八條の二を新たに加えるわけでありまして、これは前に同税局のところで協議した、その更に下部のものとして、たしまして同税局に設置せられるものでございます。これもその根拠は、税法に基きましてその現実の組織、規定にその平仄を合せてここに規定したわけのこととでございます。

それから三十九條、これは同税局の附屬機関であります。これは前と同様でございますが、下で罰金がついておりますのがやめるものでございまして、上の丸が新設であります。これは資産

再評価の關係、これだけはやはり新設をお願いしたい、かような趣旨でございます。

その次の頁に参りまして第五章公同でございます。これは酒類配給公同の清算事務が本年三月三十一日を以て終了いたしましたので、規定を削除するわけでございます。

その次の財政法その他は、これは關係のあります参考條文としてここに引用してあるわけでありまして、以下ずつと終りまで設置法に關係のある條文を参考として掲げたわけでありまして、御承知のように設置法はこれで実体を初めて規定するというようなものは殆んどございせん。それ、税法なり、公認会計士法といったような別に根拠法規がございまして、それで例へば審議会を置くとか、公認会計士管理会を置くというような規定を設けて、それを設置法として規定してございまして、従ひましてそれらの基となりまして根拠法規をここに参考として掲げたわけでございます。

その他多少字句の修正的な技術的な点はございまして、事務的に申しますと以上申述べた点が大体の概要でございます。

○委員(河井彌八君) 何かこの際御質疑がございませうか。

○委員長(河井彌八君) 御質疑ないと思ひます。それでは労働法設置法等の一部を改正する法律案、これに入りまして、これにつきまして前に引続きま

して御質疑がございすれば願ひます。○三好始君 前回の審議の経過について簡単に専門員の方から御説明して頂きたいと思ひます。

○専門員(杉田正三郎君) 実は甚だ不完全ですが、大体どういふ問題について御質疑があつたかというのを御報告申し上げます。一つは研修所について、御質疑がございまして、研修所の組織なり、予算なり、そういう点について御質疑がございまして、結局今のところ十分な予算も取れていないので、満足の行く程度にはできていないが、大体二十五年度の予算では三百万円であるが、将来増額して十分この研修機構について努力したいという話でございます。年に二百人の幹部を養成する予定であるという話でございます。それからその研修所の指導に當る者としては専任の教授、これは大体本省の基準局長が所長となつて、本直の關係職員が教授指導の任に當るといふ話でございます。従来は研修をやつていなかつたのでありまして、この研修所が整備せられましてから教科書、研修資料などを整備して、この年度の半ば以後にそういう準備を整えて始める。その研修所における研修の項目としては、基本的な法律、即ち憲法、行政法或いはこの基準關係の法律等の講習をやる傍ら、実務の研究をやるといふこととでございます。それから梅津委員から、労働時間が八時間となつておるが、これが十分働行せられていない。経営者側はその時間を越えて不当に労働者に労働を強いるというような状態であるが、この基準局などにおいてはそれらの点を十分監督が行われておるかどうか、情実などがないか

どうかというやうな御質問がございまして、これに対して政府側としては、この労働基準法は労働者の基本的な法律であるから、これを十分守るべきことは當然であつて、監督官が手加減を加えるというやうなことは全然ない。不当、行過ぎのやうな問題もない。ただ併しなら人の問題が非常に大切であるから、その点は十分政府としても注意を加えてこの基準法違反のないやうに勵行したいというお話がございまして、それからこの整理せんとする審議会などについて個々に御説明がございしました。まあ大体今まで第一回の委員会で各委員から御質問があつたり、それに対する政府の答弁は大体以上のやうな点であります。

○三好始君 今度新たに設けられることになつております労働基準監督官の研修所に関しまして一つお尋ねしたいと思つております。それは提案理由の御説明によりまして、長期の訓練を行うという御説明でありまして、どの程度の期間が予定されておりますか。

○政府委員(富樫一君) お答え申し上げます。先程専門員の方からお話がございしましたように、精神はどのまでも長期でございます。半年乃至一年間やりたいというのであります。充足早々予算の都合もございまして、本年度におきましては一回、予定一ヶ月といたしてございまして。

○三好始君 本年は約一ヶ月の期間で訓練を行う予定のやうであります。基礎的な法規から始めて実務にまで及ぶ広汎な訓練を僅か一ヶ月で行うということになりまして、極めて形式的な訓練に止まる虞れがないかどうか、そ

りますのがやめるものでございます。上の丸が新設であります。これは資

認めます。それでは労働省設置法等の一部を改正する法律案、これに入ります。これにつきまして前回に引き続きま

うな状態であるが、この基準局などにおいてはそれらの点を十分監督が行われておるかどうかが、情実などがないか

ぶ広汎な訓練を僅か一ヶ月で行うということになりますと、極めて形式的な訓練に止まる虞れがないかどうか、そ

第でございます。

○三好始君 先程の御説明によりまして、精神としては半年なり一年なりの

が全国に二千四、五百人でございま
したか、いると考えております。それ
で本年度といたしましては、現任者の研

○梅津錦一君　その辺お話で大体よく分りますが、一頃は非常に悪かつたの
ます。

○梅津錦一君 労働基準監督官の研修所でですね。これは新らしくなつたものであつて、或る一定の予算が組まれて

研修の期間を設けたいが、本年は一月に止まつたというような御説明であつたと思うのでありますが、これは予算等の関係から本年に限つて暫定的に一月月ということになつたので、来年度あたりから最初の方針に従つて半年なり一年なりの期間を予定されておるのですか、それともそこまでの方針はまだ立つておらないのですか。

○政府委員(新谷實三郎君) 三好委員

修は百人行う予定でございます。従いまして現在制度的に、中央の研修期間、中制度的に特にどうするということとは考えておりませんが、二千四、五百人のうち百人の一ヶ月の留守中、お互いにやり繰りいたしまして支障のないようにしたいと考えております。

○梅津鏡一君 今の問題と話は違いますが、特にその監督官の問題に係ると思うのですが、大体その企業体で

ですが、よくなつた理由は、どういふわけでよくなつたか。経営者側の自覚によつてよくなつたのか、監督官の嚴重な監督によつてよくなつたのか、この二つがあると思うが、そのいずれでよくなつたかお聞きたいと思います。

○政府委員(富樫總一君) 監督官が扱う保険は労働者災害補償保険だけです。失業保険、これは監督官は扱いません。それは職業安定所の方で扱いま

研修所ができる。併しもうすでに監督官は相当期間訓練を経ていて、今更にこういうものが常識的に必要はないと考えられるのです。然るにこれが一年なり、或いは長期に亘つてやつて行かなければならぬという政府の方針とするならば、今までが非常に悪かつたという形でなければいかん、非常に悪かつたというところがあるから、こういうような予算を決定、編成して研修所を

の御意見のように、財政の方が許すところとすれば、来年度からでも半年程度での研修をいたしたいと考えておるのであります。併しこれは教官の関係もございまして、その他いろいろの施設の関係もございしますので、一挙に一ヶ月から半年、一年というふうに急激にはこれは研修期間を長くするということは、事実問題としても多少の困難を伴うかと存するのであります。併し来年

すね、経営者側が責任を持つてその業務員ですか、その者に保険加入させなければならぬ。こういう加入、例えば失業保険もあるだろうと思うのです。或いは災害保険ですか、こういう義務的な保険は何種類くらいあるわけですか。

○政府委員（高橋總一君） 労働省関係におきましては、失業保険と労働者災害補償保険の二つでございます。

す。私共聞いておりますところにより
ますと、失業保険の当初の実績は必ず
しもよくなかつた、これは明日、明後
日直ぐ首を切る、或いは首を切られる
ということについては自覚が十分でな
かつた。労災につきましては、保険に
かかりませんというと、基準法により
まして、例えば一人死ぬと一筆に三百
万円取られるというようなことで、こ
れは監督官が無理に圧迫を加えなくと

置くと、こういうことになると思うのです。そこでどういう点が手落ちであったか、どういう点を主として研修して行かなければならないか、その点を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(新谷實三郎君) 監督官の仕事は、御承知のように極めて重要な仕事を持つております。従いまして従来非常に素質が悪くて困つたから、今回改めてこういう研修制度を作つて研

度以降におきまして、できるだけ早く、例えは現在の一月を来年度は三月にする、或いはその次には六月にするというふうに、できるだけその理想に向いまして、最短期間で実現するように努力いたしたいと考えております。

○三好始君 研修所における訓練は、新任の監督官のみならず、現職の監督官に対しても行われるようであります。

○梅津錦一君　その二つの、これに対する加入の実績ですね、それに対する監督の、言い換えれば実績ですか、この二つの現在までの状態はどういうふうになつておるか、パーセンテージでも分れば尚結構です。

○政府委員（電報總一君）　主管の局長も課長も来ておりませんので、例を以て申し上げますと、漸次この施行状態が良好になつて来ています。例えば失業

も、事業主の方が入らなければ非常に困るというので、労災の方は非常に最初から工合がよかつたというふうに聞いております。そうしていざ災害が起つたという場合に、事業主の方は保険に入つておつて非常に助かつたというふうにして、非常に評判がよかつたというふうに聞いております。失業保険も当初は何でありましたが、段々失業問題が出て来るに従ひまして、事業主

修をさせるという意味ではないのでありまして、徒来と雖も、先程政府委員から御説明申上げましたように、監督官の仕事自体につきましては或る程度の、研修とまでは行きませんが、相当の訓練をさしておるのでありまして、併しこの仕事があらゆる企業の運営或いは憲法に基きますと基本的な人権擁護の意味で極めて重要なものである。而も労働関係の法令、或いは

が、現職の監督官が訓練を受けている期間中、監督官としての職場の業務に支障がないかどうか。何らかの特別な方法をその期間中講ぜられる御予定なのかどうか、承りたいと思います。

保険、労災保険の掛金の延滞金というものを例にとりますと、約五十億に対して、四十七億五千万円でございまして、四十七億五千万円の実績を示したか、というような掛金の実績を示しておる。失業保険もほぼ同等の実績を

の自覚も勿論のこと、特に役人も努力
はいたしました。が、事業主が願ってお
りますと労働者の方からも文句が出
る。ちゃんと入つて貰わんと困るとい
うようなことで、只今申しましたよう

その他の関連する法令というものが、
相当に諸制度と共に変更があります。
こういった事柄に対して十二分に
やはり研修させることが基準法の運用
をよりよくするゆえんだと思います。

第一部 内閣委員会會議録第二十三号 昭和二十五年四月二十四日 【参議院】

性に鑑みまして、よりいい監督官を全国に配置したい、こういう意味合からこの制度を設けるようにした次第であります。

○梅津錦一君 経営者側のお話を聞くと、私実際どうも……経営者側の方から言つと、監督官が嚴重な監督をするのと仕事ができない。労働者の方は嚴重に監督をして貰わないとやりきれんと言ふのです。そこで監督官は板挟みになつてゐる。業務内容に入つてみれば、成る程こう一々やられたのでは、それはとてもその今のデフレの状態では工場経営はやれないと、こう言ふのはどうです。でやれるやれないはそれはどうか知らないけれども、労働者はこう朝つばらから遅くまでこき使われたのでは、これは堪まつたものではないと、そこにはおのずから監督官が情実があると思うのです。そこで経営者側と協力して、或いは大目に見るという形で違反をやつても白ばくれてゐる。片一方の方ではこの方はこういうふうな違反行為をやつてゐるのだから、監督者の方では十分監督をやつて貰いたくない、こういう二つの話があると思ひます。非常にこのところはむずかしい問題だと思ひますが、これに対して政府は十分にやつてゐるとは言ふのです。この前の答弁でも十分にやつてゐるとは言ふのです。併しながらまだ非常な程度にこう、何と言ふのですか、昔の専制制度ですか、徒弟制度のような使用方を……、見てゐると非常に酷いのであるのです。そういう意味で問題を和してゐるのが現在までに何件かありはしないかと思ふ、最近の話です。そういうことがあるかどうか。これはデフレになつてからそういう傾向が非

に多いと思う。それでそういう問題が幾つかありましたらお聞きしたいと思うのですが……

○政府委員（新谷實三郎君） 梅津委員

のお尋ねの点、只今統計的にどういつた点が幾らあるか、政府委員からお答えを申し上げますが、お話のようにこののりますとむずかしい問題が多いのであります。併し労働省としましては基準法並びに関係法令の線は厳重に守っております。ただそれを守ります方法でございしますが、規則に違反した、或いは法律に違反したということで、直ちに摘発するというような方法を取ります……摘発と言いますか、告発するということです。そういう方法を取りますよりも、むしろ関係法令の命じますところを實際に実現させるというのが、これが目的であらうかと思っております。従いまして実際の運用に当りましては、監督なもの、これを容赦なく摘発をいたしますが、そうでないものにつきましては監督官が恰も一面労働省に対する保護を完うすると同時に、経営者側に対する手というやうな意味合を以ちまして、関係法令を如何にして実行するか、實際に実現するかということについて、相談相手のやうな恰好で以て相談に添つてやつて、そういう結果を實現させるやうにするというやうな指導方法を取つておる。で、今お話のやうなむづかしい点は、具体的には各地にやむを得ないと思ひますが、漸次これは経営者側も基準法並びに関係法令の精神並にその運用につきまして理解が深まて来ておるやうに考えられる。この少は私達地方の例を見ましても、漸次

ういう問題は減少して来ているのではないかと思ひます。抽象的ではありませんけれども、こういうふうに観察をしておるのであります。

○梅澤鑑一君　これにからんで一つ事件があるのですが、こういう場合の処置をどうするかという問題です。未成年者ですが、これを製材所で雇つた。これは届出はできないわけです。未成年者ですから。而もこれに危険な製材の仕事をやらしたが、これが怪我をしたわけです。不具になつたわけです。ところがその経営者の方は、これは圖雇いですから表面に持つて行くわけに行かない。併し本人はすでもう一部不具になつたというか、これは非常に問題だと思ふのです。それで結局経営者の方から言つても示談にして呉れれば話合が付く、併し少量の金では入院費も出ない、入院費にも満たない金、その金を費つて見てもどうにもならない。親の方とすればそういうことを、そういう法規を知らずに出したわけですね。雇つた方はそれを知つておつたのです。で、その掛合に行つたところからどうにもならないという話を私は聞いたから、これは監督署があるのだから、らそこへ行つてよく相談して見たらというところで、そのまま私は結果を聞きませんけれども、こういう場合の法的保護、経営者もそれを処罰するのは簡単だと思ふ。併し処罰するに非ずして、こういうものに対する就業に対して、勿論労災保険に入つていないと思ふのです。だから労災保険としての令は貰えないし、みすく若い子供を正具にしてしまつた例があるのです。こういう場合に法的な処置として、保護的な処置がとれるかどうか、そこを

この法的解釈を聞きたいと思う。
○政府委員(富樫總一君) 只今のお話は実例のようですが、それに
つきまして労災補償保険課長が見えて

たりませんので、拙筆的に私見を述べたところをちよつと申上げます。あとで適當な機会がありますれば具体的に答へたいします。その場合、勿論基準法違反の雇補でございます。同時に労災補償保険法の適用はございません。併しながら契約違反の、そういう基準法違反の雇補人ではございませんが、それでも基準法の、労災補償保険法でなくて基準法そのものの條項は、そのものの性質によつてそれ、事実上適用されるかと考えております。従いまして今のやうな場合は、労災補償保険法の適用でなくて、基準法の傷害補償に關する規定の適用として、事業主は傷害の程度に応じて賃金の百百分或いは二百百分という支拂義務が生ずる。勿論基準法違反の処罰は受けることはあります。

○梅澤謙一君　そういう場合にやつぱり研修機関が私は必要だと思ふ。だから研修機関がいればこの個々の問題ばかり付いた。ところが経営者側と長々と……、恐らくこれはうやむやになつて……、三回まで私は聞きましたが、あとは私忙しくてタッチできなかつたが、あとは結局は泣き寝入りになつた。かかる事例があるのですが、こういう意味から言つて研修機関をしつかりやるということは当然やつて貰いたいのと思う。いわば参考として、そういう事件があつたということを申上げなうのです。

○委員眞木(河井彌八君)　労働省設置法等の一部改正の質疑は本日はこの程度

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 一つこの際お

方財政委員会設置法というのがありまして、これは内閣委員会の所管に属すべきものと考えておりましたところが、地方行政委員会に付託されることになったのであります。それは本日運営委員会の決定でさうになりました。そこで地方行政委員会からこちらに對して連合委員会を開いたらどうかというような話もありましたから、この委員会は連合委員会を向うに申込むことにしようと思いますが、御異存ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 御異議ありませんね。つきましては地方行政委員会の都合によりまして明日の十時から連合委員会を開きたいということをお願いいたします。これを申し上げて置きます。

○委員長(河井彌八君) 次に政府委員の出席の様子を見まして、農林省設置法の一部改正法案、この質疑を続行いたします。農林省設置法の一部改正案について御質疑がありますれば……

○梅澤謙一君 専門員の方から概略でいいです。今までの経過を少しお話願えるとちよつと……、カニエ君もいなかったことですから。

○委員長(河井彌八君) 杉田専門員に説明させます。

○専門員(杉田正三郎君) 実は今咄嗟でございまして、十分に御説明できる

○専門員(杉田正三郎君) 実は今咄囃でございまして、十分に御説明できる

ますか。

○政府委員(磯邊秀俊君) その全体的な問題につきましては、例えば今畜産のお話が出ましたが、そういう畜産なら畜産につきましても、日本全体につきましての試験研究計画というものは、今或る程度、試験研究でございまして、期間を考えなければならぬと思います。仮に私共の方では長期計画と申し

ておりましたか。長期計画を立案いたしておりました。その線に關しまして一番適當な場所で長期試験を進め、それでその地域でやつておりません試験研究でありまして、外の地域でやりました結果が非常に役立つ、こういうもののは先程申しました研究企画官のところから、これを研究者の集まりの会合なり、改良局にあります普及部の線を通じて、各県にいろいろなことを通知しまして、お知らせする。尙これに關連して申上げたいのは、従来やもすれば試験研究の結果が的確に一般農民にお伝えることができなかったという嫌いがありましたので、これからはこれを

迅速的確にやりますようにいろ／＼指
置を考えております。

○三好始君 農事改良実験所は都道府
県に移管するような計画があるようで
ありますが、現在農事改良実験所の全
体の定員、予算がほどの程度になつ
ておりますか。それと若しこれを都道
府県に移管する場合に、恐らく都道府
県立の農業試験場等にその定員を委譲
するようになるかと存じますが、そ
の辺の見通しについてお伺ひいたした
いと思います。

○政府委員（磯邊秀俊君） 農事改良実
験所は現在は四十一府県に置いてあり

まして四十二ヶ所になつております。併し一ヶ所が必ずしも一項目を担当してゐるというわけでもございせん。場所によつては一項目、二項目、私共の方でこれを単位と考へておりますが、一単位は二級官一人、三級官一人、雇員二人、こういう割合になつております。四十一府県にありまして、予算は二十五年年度予算で一億七千万円でありまして、定員は五百二十二人、そういうことになつております。先程申しましたように、都道府県に移管する方針で進んで参つておりますが、全額同庫補助が非常に困難になつておりますので、県によりましては、その一部、例えば五割の補助は引受が非常にむづかしいという県も出て参つておりますので、現在各県の実情、希望というものを集めまして、どういふふうに処置した方が試験研究を今後最も有効に活用して行けるか、研究中でございます。

○三好始君 畜産局関係のうちで、国営並びに地方の競馬事業は今日では殆んど公営の賭博の役割しか果してゐるのではないかと、これは残されておる殆んど唯一の趣旨と考へられるのが財政上の収入が目的になつてゐる。こういう実情にあるのではないかと思ひますが、政府は競馬事業を恒久的に継続して行く方針なのかどうか。これを將來廃止するなり、適当に措置を講ずる考へがあるかどうかについてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) 競馬は御承知のように、相当長い歴史を持つておるものでありまして、その目的は実は競馬自体が、御承知のように賭け事類似と申しますか、そういう性格を持つて

おりませんので、当初から競馬事業というものについては、そういう面からの批判が続けられて来たのであります。が、私共としては一方においては畜産の、特に馬の改良という点に一つの目的を持たせる。更に馬事思想の普及とか、浮動買力の吸収というふうな目的を、最近戦争後、終戦を契機といたしまして馬に対する考へ方も変へざるを得ないような情勢になつたのと、かた／＼最近における競馬の実情から見まして、御指摘のような専ら目的は非常に限定されて来たのではないかと、御意見が出来ますので、私共としては、或る程度は認せざるを得ない現状にあると思つてあります。併しながら私共の堅持といたしましては、最初申上げましたいふ／＼な目的のすべてが、今日すべてが失われておるとは実は思つていないのであります。幾分程度は違つては参りました。又その持つ目的の何と申しますか、その直接的、間接的な点と申しますのは、例へて申しますと、御承知のように競馬に走ります馬に種種、特殊なものであるであります。一方においては畜産全体の立場からこの馬の何と申しますか育成について、これは全体の立場からの調整をとる必要といふものが今日尙残つておるのであります。そういうような面から実は私共としてはそれらについて伺ひろいろの関心を持つておるのであります。ただ先程も申しましたように、今日の現状が御懸念になつておりますやうな方向に向つておるといふか、そういうやうな現状はこれは認め

の下に将来競馬をいつまでも続けて行くつもりがあるかどうか、更この運営を御承知のように現在では国営でやつて参つておるのであります。或いは国営競馬を引續いてやる意思があるかどうかというやうな含みも御意見の中にあつたかと拝察するのであります。その点につきましては、いふ／＼／＼の御意見が、勿論恒久的なものではないけれども、私共としては今直ちに競馬をこれを廃止するといふやうな考へ方は実は持つていないのであります。このままでいふやうな弊害が出来る虞れがあります。重を期することによつて、それらの持つておりますやうな面を、それらの持つておる目的の達成に努めて行きたいといふやうな堅持で今日はおるのであります。ただこのまま国営でいつまで続けるかどうかといふことは、最も差迫つた問題としていふ／＼な方面で議論になつておるのであります。この点につきましては、只今のところ二十五年年度予算には国営競馬の予算を計上いたしておるのであります。年度内は少くとも国営でやるだけの処置をとつておるのであります。明年度以降これをどうするかといふことにつきましては、たゞ／＼／＼く申上げましたやうに、これにつきましては慎重に更に研究いたしまして、そして最も正しい結論を出して参りたいと考へております。

○三好始君 前回の質疑におきまして、私は戦時中から最近までの農林省の機構なり農林行政の重点が、どちらかといへば不足してゐる食糧なり物資を中心にしたものになつておつた。それが今後は農林省を重点に置いた農林行政の運営なり機構なりに移行して行かなければならぬのではなからうか。こういうことに関してお尋ねいたしましたのであります。それに關連して具体的に附け加えてお尋ねしたいと思ひます。それは曾て農林省に経済更生部が置かれて、当時の農村経済更生に相当大きな役割を果しておつたことは御承知の通りであります。今後農民経済が窮乏するに連れて、その後総合的な農村経済の更生なり農民経済の指導なりについての機關を設けられるやうな考へが参りますかどうか。或いはそういう會て存在した経済更生部のごときも今は今のところ設ける必要はないとお考へになつておられますか。そのことをお伺ひしたいと思ひのであります。

○政府委員(平川守君) 先の非常に大きな方針の問題でありますので、或いは大臣からお考へが参つた方がよろしいかと思ひますが、一応私の只今のところの考へでは、格別にそういう局を、そのための一局を設けるという点はお考へおりません。併しながら先日はお答へ申上げましたやうに、今後の農業政策の重点といふことが、そういう農民経済の安定と申しますか、そういう方面に重点が置かれることは当然でございます。従つて農政局や農地局といふものを中心としたしまして、更に畜産なり、蚕糸なり、或いは農業改良なりといふものが全面的に協力してその方向に向つて行かなければならぬ。これを統合する機構としては大臣

るのでありまして、その目的は実は競馬自体が、御承知のように賭け事類似と申しますか、そういう性格を持つて

ような方向に向つておるといいますか、そういうような現状はこれは認めておるのでありまして、こういう状態

改良なりというものが全面的に協力してその方向に向つて行かなければならぬ。これを統合する機構としては大臣

○政府委員(平川守書) 現在過渡期でございまして、先にお話のいろ／＼配給関係とかいうものにつきましては、

逐次、殊に資材等について緩和され、

縮小して行きたい、統制を全廃される

○政府委員(平川守書) 食糧事務所は

総合的に取扱う機関を、部局を設ける

ておつたことを、その地方の農業経営

或いは農林物資につきましても、配給面等の統制は緩和されるという情勢に

ものにつつましめては廃止をいたした

のほ、先日申上げましたように、各府

う問題でありまして、こうした問題に

ればならぬと、かような考え方を持っ

これが逐次縮小されつつある、こうい

方法を変えようといふことは農民経済等

に配置せられることになると存じま

が、主として食糧の確保といふことに

上におきまして、現在の農林省の行政

課を廃止するといふことは考えておる

いたしておらないような状況でござい

ては食糧庁の方の定員、現在あります

非常な重点を置いて参りまして、ため

機構がどうかという段階に入りまして

止するまでに至らない、併し人員は縮

うこととして、その中において一部分

置替をいたしまして、定員法を改正し

て来たことは御承知の通りであります

なりまして、別に今お述べに

のございまして、そういう過渡的段階

ありますれば、できる限り早い機会

たい、かように考えております。

○委員(河井廣八君) 三好君に申上

うこと、現在輸入食糧がガリオアで充

うな形において研究されつつあります

にはなるわけでありまして、その事務

が、大臣が今見えたのでありますか

りていられるという関係から、やや食糧

の見過しめ緩和されたというこの場合

○三好始君 次は農林省関係の公団の

問題についてお尋ねしたいと思いま

す。最近各種の公団が整理廃止の傾

向にあるわけでありまして、今回の法

案におきましても、農林省関係で公団

○三好雄吉 只今大臣の御答弁で政府の考え方が大体分つたわけでありまして。特別に総合的な一つの部を設けるような考えはないけれども、運用の面で連絡を緊密にして目的を達成したい、こういう意味の御答弁であつたと思ふのであります。ところで現在各局なり課に分担せられておられる、やはり運用の面で連絡を緊密にして行くといふことになりまして、やはり単に抽象的に運用をうまくやるというだけであつて、何らかの具体的な措置が考えられないかどうか、こういうことなのであります。それらの連絡を図るために農林省の方々は何か考えられておられますかどうかお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 御承知の通り、国会が殆んど一年を通じてあるくらい、今日のような状態でありまして、農林省としましては事務の執行の上におきまして、余程注意をしなければ各局の連絡等とりにくいというふうな点もあつたので、只今農林省におきましては週に二日各局の庶務関係課長が寄りまして、そうして各局全般に亘つての事務の状況等についての意見の交換をいたしておるのであります。又火曜日、金曜日の二日には必ず局長が、責任者が集まりまして省議を開く、それは問題があるうがあるまいが必ず集合いたしまして、そうしてお互いに意見の交換、局における各受持の事務についての研究を進める、こういうことをいたしておるのであります。これは火曜日と金曜日を選びましたのは、御承知の閣議のある日でありまして、この閣議の結果によりまして省内全般が一族のごとく相談する

ということがあるように聞いておりますが、まだ審議会の結論に達していないのであります。従来審議がだらしない行われておりましたことを非常に遺憾に存じまして、必ず責任者が出席いたしまして、そうして自分に關係のない問題であらうが何であらうが、省議において十分意見の交換をする、こういう態度をとりまして、各局の事務の連絡を図るよう目下いたしておるわけでありまして。

○三好雄吉 折角大臣が御出席でありまして、農林省の根本に觸れる問題について重ねてお伺いしたいと思ひます。それは御承知のように現在の農林省は、農業を中心とした農林業、水産業を中心として行政を担当いたしておるわけでありまして、一部では水産省設置の考え方が、運動が行われております。又審議会の答申などでは新たに国土省を設けて、林野関係の行政を国土省に移すような考え方もあつておるやうです。これらの動きの中にあつて、農林大臣としては現行の農林省機構をどういふふうにお考えになりますか。そうした動きがあることをお含みの上で大臣の御見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 行政審議会がいろいろと審議されておるやうであります。たゞ／＼未定稿でありまして、非常に新聞に発表されて、非常に各関係の役所、局等においてはショックを與えておるのであります。そういうふうなことは余り未定稿なものを発表することはどうであらうかという考え方と、未定稿であつても一応これを世間に発表して、世の輿論を聞くといふことも必要ではないか、こういう

見方があるように聞いておりますが、まだ審議会の結論に達していないのであります。従来審議がだらしない行われておりましたことを非常に遺憾に存じまして、必ず責任者が出席いたしまして、そうして自分に關係のない問題であらうが何であらうが、省議において十分意見の交換をする、こういう態度をとりまして、各局の事務の連絡を図るよう目下いたしておるわけでありまして。

○三好雄吉 折角大臣が御出席でありまして、農林省の根本に觸れる問題について重ねてお伺いしたいと思ひます。それは御承知のように現在の農林省は、農業を中心とした農林業、水産業を中心として行政を担当いたしておるわけでありまして、一部では水産省設置の考え方が、運動が行われております。又審議会の答申などでは新たに国土省を設けて、林野関係の行政を国土省に移すような考え方もあつておるやうです。これらの動きの中にあつて、農林大臣としては現行の農林省機構をどういふふうにお考えになりますか。そうした動きがあることをお含みの上で大臣の御見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 行政審議会がいろいろと審議されておるやうであります。たゞ／＼未定稿でありまして、非常に新聞に発表されて、非常に各関係の役所、局等においてはショックを與えておるのであります。そういうふうなことは余り未定稿なものを発表することはどうであらうかという考え方と、未定稿であつても一応これを世間に発表して、世の輿論を聞くといふことも必要ではないか、こういう

て、或いは林野庁の今後の考え方によつて、これを国土省に譲つてもいいものもありまして、又国土省のやつておる仕事を、林野行政として農林省が主管すべき仕事も、今後研究を進めて行く上におきましては浮び出て来ると考えるのであります。あの行政審議会の未定稿として新聞に出ておることにつきまして私の考え方は、以上申し上げるような程度であります。

○向水産庁を水産省にしろという一部の意見もあるわけでありまして、見方によりましては、水産省というものは、非常に日本の重大な産業であり、今後ますます水産事業の、水産業の発達を期待しなければならぬのであります。一応立つておる考え方でありまして、併し今日は御承知の漁区も非常に制約されておまして、昔のように思う存分に海外に網を伸ばすというふうな事態を許されておらないのであります。これは併し水産庁を水産省にいたしましたところで、別段その内容が變つて、特別な仕事をなし得るというふうにも考えませんが、又行政の整備の面から申しましても、同じ仕事ができるならばできるだけ行政は簡素化して行くといふことが政府のこの方針でありますから、ここに水産省を獨立するという今日まだ日本の段階には達していない、かように考えておるわけでありまして。

○町村敬實 大臣に一つお伺いしたいと思ひますが、現在日本の食糧問題が非常に見通しが付いたと、こういうわけでありまして、これは大分輸入食糧の点が非常に大きくその中で助けておるのでありますけれども、これは

一つ現在の会社で、いわゆる農業の転換期といふことを論じておられますが、従来の農業をよく見ますと、すべてが穀類の生産に多く重きを置かれておりました。又輸入する物も殆んど穀類のものであります。それがつまり農家の食糧、或いは国民全体の食糧も常にこの線に沿つて、穀類の物がその主なるものになつておるのであります。現在日本のように国は狭い、而もその生産する物が米麦がその大部分を占めておる今日であるので、このままの推移で以て果して日本の食糧問題がうまく解決をするかどうか。併し私共は米麦の主食をどうするか。併し私共は米麦の主食をどうするか。併し私共は米麦の主食をどうするか。

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

これは脂肪、蛋白、この方面の生産に一つ相当に重点を置いて行かなければならぬのじやないか。従来は農業者の建前から見ましても米麦を生産して、そうしてこれを売つて他から物を買つて食べる、こういう一つの方法になつておりましたけれども、私はこれは日本現在のいろいろ／＼な建前から見まするといふと、農家が少しく動物質の物の生産に、農業の経営の行き方を變えて行くといふふうには、そうして農家自身も又できる限り自分のところの生産した物によつて、その中に脂肪、蛋白といふようなものを生産するだけ生産をして行つて、そうしてこれを自給的に自分の所で利用する。こうなりまして、現在の米麦以外の穀類、或いは「いも」といふようなもの、つまりこの脂肪、蛋白によつてそれが消化される面があり又これと調合しますれば、

うな経過を辿りまして、実は種畜場は最近の行き方として、は、国立の種畜牧場を整備する方向に進んでおるのであります。このことは実はいろいろ／＼という考え方につきましては関係者といたしましては意見のある問題であり、ますが、昭和二十三年二月十四日に連合軍総司令部天然資源局長から農林次官宛に国立種畜牧場整備と機構の刷新に關して必要な措置をとるべきことの勧告に実は接したような事情もあるものでありまして、ゆ／＼はこうした現在種畜をやっておりますような仕事は民間でやるべきであるという一応の考え方がその勧告の中に流れておるので

おります。哲の立場からの意見を申し上げますと、残りました牧場の十四は、勿論その運営の方法等に十分合理化なり、能率化に意を用うる必要はこればかり認めておりますけれども、いわばこれが背水の陣と申しますか、これ以上更に整理することとは我が国の畜産の振興上いろいろ好ましからん事態になるのじやないかというような気持は持つておるのであります。前後いたしますが、種畜の拂下、配付の順位であります。これは先ず都道府県を第一次にいたしております。協同組合等の団体にまでもこれは拂下をいたしております。

○梅澤總一君　そこでこれは小さい例ですが、農林大臣のお考えをお聞きしたいと思うのでありますけれども、現在問題になつておるのは、日本の外貨獲得の問題から言へば、現実には銀狐の種が非常に少ないのであります。これは種畜を仰がなければ現実にはもう種が盡きておると思う。こういうような戦前輸出した銀狐の問題など、農林省として特に種畜場を取上げていい問題だと思ふのであります。こういうような銀狐だとかアンゴラの優良種とかいふものは、民間における現在のアンゴラ種とか、従来の銀狐だとか改良されていい種が入つて来ないと思う。そう

ヤのごときは、余程水のよい所でなければならぬ、或いは銀狐のごときも、これは氣候の關係上北海道、東北に限られておるのであります、アンゴラにつきましては、今度優良な親が輸入されて参ることになっておりますので、これも余程高燥な地方を選ばなければ、立派な毛が生産されませんので、相当アンゴラは、全国に普及は一時いたしたのでありますが、何分濕氣の多い日本の氣候のために、失敗に終つた向きもありますのと、又その飼養が、余程十分に手が入らなければ、その毛の質を悪くするということになりますので、飼育の場所は、相当これを

のの研究をいたしたいと、かように考
えるわけであります。

○カニエ邦彦 ちよつと、この法律
案によりますと、資材調整事務所と、
それから木炭事務所を廃止するのです
が、資材調整事務所は、御承知のよう
に、これは物調でできた役所であつ
て、大体そういうものの統制という
ものがなければ、勢い仕事がなくなつ
て来るということ、これは勢い廃止
されるのですが、木炭事務所ですが、
木炭事務所は、大体私は一時的現象と
して木炭の生産需給というものが先ず
現在のところ行けるだろうというよう
なことで、こればかり廃止されるとい

あります。併しながら現在の我が國の畜産の現状からいたしまして、私共は國立種畜牧場の持つております、果しております効果につきましては、實は非常に重要視いたしておるのであります。この現状において直ちにこれを廢止するということは勿論考えておりませんし、これはむしろ事業を、或いは従来の経営方法等を非能率的であつた面が、勿論これは全然否定できない面もあるかと思つてありますが、そういう点を合理化することによつて、むしろ機能としては、私共は種畜牧場の持つ機能を更に強化して行きたい氣持を突は持つていたのでありますけれども、現状はそういうようなことから只今申上げましたような経過を辿つていたのであります。來年度以降國立の種畜牧場をどういうふうに持つて行くか、數の上で減らして行くか願やして行くかということになりますと關係方面の意向もありまして今直ちにここで明言はできないと思つておりますけれども、少くとも私共の事務をとつて

それから最初の問題に關連して私がお答えしましたように、國が牧場を経営することの必要を私共が認めます一つの理由といたしましては、國が意圖いたしております畜産増殖計画、これは数だけの計画ではないのでありまして、それ／＼品種の改良というものを含めた計画を持つておるのであります。この計画を意圖するために國の各種畜牧場がその計画に應じた種畜を経営するということが、その個々の計画を達成する上に最も必要ではないか。という考え方からそういう結論を持つておるわけでありまして、そういう意味から私共の牧場には、増殖計画に所要の原種となります種畜の経営について、今日でも経営いたしておるわけでありまして、今後と雖も國の要求いたしまする、農家の要求いたしまする家畜の改良の根源を、この牧場に、何と申しますか、第一次に認めて行きたいこと、こういうような考え方で牧場の経営はやつて参りたいと、かように考えております。

いう点からは種畜場は私は重要な問題だと思ふのです。これを現在減らしてしまつたということは、非常に尤もだと思ふのですが、これは強く関係筋に了解を求めて、種畜場を大いに殖やして、そうして日本の農家の家計上或いは国の方針として優良種を取る以外に現在途がないと思ふのです。農林大臣は、そうした農家の副業として、国の施策として、外貨獲得上の点から考へて、これはアンゴラ、或いは銀狐の、三つの例を挙げたのですけれども、こういう問題は幾つかあると思ふので、もう一つモルモットの輸出とか、いろいろあると思ふのです。こういう優良種の輸入に対してどんな施策をお持ちになつておるか、お聞きしたいと思ふ。

○国務大臣(森幸太郎君) お説に御尤もでありまして、銀狐、ヌートリヤ、アンゴラというような輸出する上において非常な有利な獸類と申しますか、家畜の中に入るか入りませんかね、か……の飼養につきましては、特殊な條件があるのでありまして、ヌートリ

選扱せなければならぬと思うのであります。併し日本の全局的に見まして、アンゴラの飼養に適切な場所もありますし、又銀狐、ヌートリヤ等の飼養にも、適地が必ずあるのでありますので、今後そういう方面の輸入をいたしまして、増産を図りたいと存じております。併し、今日モルモットのごときものも、先般という関係でありましたか、輸入されましたものは、為替関係で一匹が三千何百円程に付くようなことで、途中で死んでしまふ、これに便えというので、押付けられたような状況でありますが、こういうようなものは、日本の兎が相当今増殖されておりますので、兎を代用して差支ないと思ひますが、兎のごときも、輸出をいたしましたは、相当の比重を持つておりますので、これも将来奨励すべき家畜と考えております。併し全国的にこれを指導するということではできませんので、畜産種畜場におきましても、特殊の場所においてこういうふうな

が、併し今後におけるところの木炭の生産需給の状況というものについては、そう樂觀でき得るもののようにも考えられない。そこで一應廃止したが、又そういうたような点からして、この木炭事務所のようなものを農林省の中に作らにやならんというようなことになる、非常に又これは却つておかしなものになつて来るのではないか、その点一農林大臣は、一休木炭生産の需給の今後の見通しについて、これはもう廃止してもよいという確信があるというようなお考えであれば、そういうつた点について一応御説明を願ひたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) 木炭事務所の漸次廃止をいたしますこと付、すでに発表いたしました通りでありますが、木炭事務所を設けましたということとは、薪炭が輸送關係が非常に悪い、又生産の條件が非常に悪い、いわゆる需給關係が不円滑になつておるという關係で、薪炭特別会計が設けられて、特別

度で質疑を打ち切つて頂いたらどうかと思ひます。

○委員(河井彌八君) 城村の御発議もありました。農林省設置法の一部を改正する法律案の審議は、本日はこの程度に止めたいと思ひます。御異存ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは農林省設置法の一部を改正する法律案の審議は本日はこの程度に止めます。

○委員(河井彌八君) それでは建設省の政府委員が見えておりますから、建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして御質疑があれば願ひます。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(河井彌八君) 速記を始めて下さい。次に建設省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○三好始君 本案は内容も簡単でありますし、質疑も前回ではほゞ盡したのではないかと思ひますので、質疑を打ち切つて討論採決せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは特に御発言がなければ、本案について採決をいたします。本案に同意の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員(河井彌八君) 全会一致でございます。ではこれは可決することに決しました。つきましては委員長長の報告は、委員長にお任せ願ひとうござい

ます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それでは賛成の方の御署名を願ひます。

多敷意見者署名

梅津 錦一 三好 始

門屋 盛一 城 義臣

町村 敏貴 カニエ邦彦

○委員(河井彌八君) じや本日はこれを以て散会いたします。

午後六時三十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君

理事 カニエ邦彦君

委員 門屋 盛一君

梅津 錦一君

城 義臣君

町村 敏貴君

三好 始君

受田 新吉君

森 幸太郎君

農林大臣

大蔵政務次官 水田三喜男君

国税庁長官 高橋 節君

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 平川 守君

農林事務官 磯邊 秀俊君

農林事務官 山根 東明君

農林事務官 新谷寅三郎君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

農林事務官 富樫 總一君

事務局側 内閣委員会 杉田正三郎君

専門員 村上一君

説明員 大蔵事務官 文書課長

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

ある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

同条第三十五号を次のように改める。

三十五 外国為替及び外国貿易管理(昭和二十四年法律第二百二十八号)並びにこれに基く命令に規定する所掌事務に係る外国為替管理を行うこと。

同条第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 株式の名義書換代理人を登録し、これを監督すること。

第六條第六項中「次長は」を「局長の次長は」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項を次のように改める。

5 大臣官房調査部に次長一人を置く。

6 調査部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

7 主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第十條第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 外国為替相場及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。

十二 在外資金(外国為替管理委員

員会の所掌に属するものを除く。その他の在外財産を調査及び管理すること。

同条第十四号を次のように改める。

十四 前三号に掲げるものの外、国際收支の調整、外国為替の管理(外国為替及び外国貿易管理法並びにこれに基く命令の規定により他の行政機関の所掌するものを除く)その他国際金融の調整を行うこと。

同条第十八号を次のように改める。

十八 削除

同条第二十二号を次のように改める。

二十二 政府契約に基く支拂の遅延防止に關し、報告の徴収、実地調査及び指示を行うこと。

同條第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とする。

第十一條第十一号を次のように改める。

十一 外国政府による不動産の取得又は賃借のための手続を行うこと。

第十三條第一項の表中外國為替管理委員会、政府貸付金処理委員会、金審議会、投資及び担保証券審査会、戦時喪失国債証券審査会、国有財産調整審査会及び公認会計士審査会の項を削り、

公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

財政制度審議会

国の予見、決算及び会計の制度に關する重要な事項について調査審議すること。

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

労働政務次官 新谷寅三郎君
労働事務官 (大臣官房 富樫 總一君
総務課長)

及び税務講習所以外の国税庁及び
国税局の附屬機関の職員を除く。
以下同じ。の職務に關係の

財政制度審議會
「国の予算、決算及び會計の制度に關
する重要な事項について調査審議す
ること。」

資産再評価審議會
大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評
価に關する重要な事項について調査
審議すること。

第十四條中「財務部」を「財務局」
に改める。

「第一款 財務部」を「第一款
財務局」に改める。

第十五條中「財務部」を「財務局」
に改め、同條第一項中「本省(正税
局を除く)及び証券取引委員會の所
掌事務」を「本省、証券取引委員會
及び公認會計士管理委員會の所掌事
務(第九條第四号から第九号までに
掲げるものを除く)」に改める。

第十六條中「財務部」を「財務
局」に改め、同條の表中「東京財務部」
を「関東財務局」に、「大阪財務部」
を「近畿財務局」に、「札幌財務部」
を「北海道財務局」に、「仙台財務部」
を「東北財務局」に、「名古屋財務
部」を「東海財務局」に、「金沢財
務部」を「北陸財務局」に、「広島財
務部」を「中国財務局」に、「高松財
務部」を「四國財務局」に、「福岡財
務部」を「北九州財務局」に、「熊本
財務部」を「南九州財務局」に改め
る。

第十七條中「財務部」を「財務局」
に改める。

第十八條第一項中「財務部」を「財
務局」に改め、同條の表中「財務部
長」を「財務局長」に改める。

第十九條中「財務部」を「財務局」
に、「財務部支部」を「財務部」に改
める。

第二十條第三号を次のように改め
る。

三 外國為替及び外國貿易管理法
により、貨物、支拂手段、資金

第一部 内閣委員會會議録第二十三号
昭和二十五年四月二十四日(參照)

員會の組織、権限及び所掌事務
は、公認會計士法の定めるところ
による。

2 前項に定めるものの外、公認會
計士管理委員會は、第四條第一号
から第十二号まで(その所掌事務
に關するものに限る)に掲げる権
限を行使し、これらの規定に規定
する事務をつかさどる。

(附屬機關)
第二十六條の四 公認會計士管理委
員會に、公認會計士試験審査會を
置く。

2 公認會計士試験審査會は、公認
會計士試験及び特別公認會計士試
験を行う機關とする。

3 公認會計士試験審査會の組織及
び所掌事務については、公認會計
士法の定めるところによる。

第三十條第七号の次に次の一号を
加える。

七の二 国税庁の所屬職員につい
てその職務上必要な監督を行
い、法令の定めるところに従
い、第三十三條の三第一項に掲
げる犯罪に關する捜査を行い、
必要な措置をとること。

第三十一條第三号を削る。

第三十三條の次に次の二條を加え
る。

(国税庁監察官)
第三十三條の二 第三十條第七号の
二に掲げる事務を行わせるため、
国税庁に国税庁監察官六十人以上
を置く。

2 国税庁監察官は、国税庁の職員
のうちから、国税庁長官が命ず
る。

3 国税庁監察官は、第一項の規定

による職務以外の職務を行つては
ならない。

(国税庁監察官の行う捜査)
第三十三條の三 国税庁監察官は、
左に掲げる犯罪があると思料する
ときは、犯人及び証人を捜査する
ものとする。

一 国税庁の所屬職員がしたその
職務に關する犯罪

二 国税庁の所屬職員がその職務
を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯
四 国税庁の所屬職員に対する刑
法明治四十年法律第四十五号)
第九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴
訟法(昭和二十三年法律第三十三
号)の規定を適用する。但し、
逮捕、差押、搜索、檢査及び檢視
並びに同法第二百二十四條第一項
及び第二百二十五條第二項の規定
による請求は、することができな
い。

3 前項但書の規定は、刑事訴訟法
第二百三十三條の規定の適用を妨げ
るものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴
訟法第九十三條、第九十四條、
第九十六條、第九十八條、
第二百二十一條、第二百
二十二條第一項(第二百二十一條
に關する部分に限る)、第二百
二十三條第一項、第二百二十七條第
一項、第二百六十八條第二項、第
四百三十條第二項(罰則に關する
部分に限る)及び第四百三十五條
第七号中「司法警察職員」又は同
法第二十條第六号、第二十九條第
二項、第二百四十一條及び第二百

四十六條中「司法警察員」とある
のは、それぞれ「国税庁監察官」
と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府縣公安委員會、
市町村公安委員會、特別区公安委
員會及び司法警察職員と国税庁監
察官とは、第一項に掲げる犯罪の
捜査に關し、互に協力しなければ
ならない。

6 第一項から第四項までの規定
は、第一項に掲げる犯罪を積極的
に捜査すべき司法警察職員の責務
を輕減するものではない。

7 国税庁監察官は、その職務を行
うにあつては、身分を証明する
証書を携帯し、關係人の請求があ
るときは、これを示さなければなら
ない。

第三章第二節第三款第三十四條
の前に次の一條を加える。

(国税庁協議團)
第三十三條の四 国税庁に国税庁協
議團を置く。

2 国税庁協議團は、国税庁長官に
對する内閣に關する審査の請求
について、所得税法(昭和二十二
年法律第二十七号)その他の法律
(法律に基く命令を含む)に規定
する協議を行う機關とする。

3 国税庁協議團の所掌事務の細目
及び組織は、政令で定める。

第三十四條第一項中「第三十五條
に規定する附屬機關の外」を削り、
同條第四項中「内部組織」を「組織」
に改める。

第三十五條第一項の表中中央株式
等評價審議會及び臨時補償特別審
査會の項を削り、

一五

基準地区調査会

「修正法（昭和二十四年法律第八十五号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項」を

全国資産再評価調査会

「修正法（昭和二十五年法律第三十四号）の二に規定する資産再評価調査会に関する事項」を改める。

第三十八條第一項中「経理部」を「徴収部」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（国税局協議団）

第三十八條の二 国税局に国税局協議団を置く。

2 国税局協議団は、国税局長に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法その他の法律

地方宅地貨物価格調査会

「修正法（昭和二十五年法律第三十四号）の二に規定する地方宅地貨物価格調査会に関する事項」を改める。

地方資産再評価調査会

「修正法（昭和二十五年法律第三十四号）の二に規定する地方資産再評価調査会に関する事項」を改める。

第四十一條第一項の表中増加所得税調査会及び宅地貨物価格調査会の項を削る。

第四十八條中「支庁」を「道庁」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六條の次に次の一條を加える。

第七條 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調

える。

事務局に局長を置く。

局長は、事務局の事務を総轄する。

第百七十四條及び第百七十六條中「財務部」を「事務局」に改める。

4 公認会計士法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雑則」を「第八章 罰則」に改める。

第七章 公認会計士試験審査会
第八章 罰則

第十五條第一項を削り、同條第二項中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項を第二項とする。

第四十五條に次の二項を加える。

2 公認会計士管理委員会事務局に局長を置く。

3 局長は、公認会計士管理委員会事務局の事務を総轄する。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 公認会計士試験審査会

（設置）
第四十六條の二 公認会計士試験及び特別公認会計士試験の執行に関する事務をつかさどらせるため、公認会計士管理委員会に公認会計士試験審査会を置く。

（組織）
第四十六條の三 公認会計士試験審査会は、会長一人及び部長四

人をもつて組織する。

2 公認会計士試験審査会を、第一部、第二部、第三部及び第四部の各部に分ける。

3 第一部においては第一次試験、第二部においては第二次試験、第三部においては第三次試験、第四部においては特別公認会計士試験（第五十七條の二の規定による受験者の第五十七條第二項各号に掲げる職にあつた年数のしんしやくを含む。）の執行に関する事務をつかさどる。

（会長）
第四十六條の四 会長は、公認会計士管理委員会委員長をもつて充てる。

2 会長は、部長及び試験委員を監督し、各試験の執行に関する事務を総理する。但し、試験問題の作成及び採点には関係しない。

3 会長に故障がある場合には、第四十二條第三項の規定により公認会計士管理委員会委員長を代理する者が、会長の職務を代理する。

（部長）
第四十六條の五 部長は、会長の指定するところにより、公認会計士管理委員会の委員をもつて充てる。

2 部長は、各部における各試験の執行に関する事務（試験問題の作成及び採点に関するものを含む。）を掌理する。

一六

験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、各試験を行うに必要となる試験経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士管理委員会の推薦に基づき、試験委員を任命する。

2 各部における試験委員の数は、第一部六人以上、第二部十人以上、第三部六人以上、第四部十二人以上とし、公認会計士管理委員会の推薦に基づき、公認会計士管理委員会委員長が定める。

3 試験委員は、試験問題の作成及び採点について部長を助ける。

（会長等の勤務）
第四十六條の七 会長、部長及び試験委員は、非常勤とする。

第五十八條中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改める。

5 賠償法臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「財務部」を「事務局」に改める。

6 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大蔵省の項中「証券取引委員会」を「証券取引委員会（証券取引委員会）」に改め、「酒類配給公団」を削る。

7 政府貸付金処理に関する法律

附則第六條の次に次の一條を加える。
第七條 国の予算、決算及び会計の制度に關する重要な事項を調

3 証券取引法の一部を次のように改正する。
第七十一條中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加

公認會計士試験審査會を置く。
(組織)
第四十六條の三 公認會計士試験審査會は、會長一人及び部長四

含む。を掌理する。
(試験委員)
第四十六條の六 公認會計士管理委員會委員長は、公認會計士試

7 政府貸付金處理に關する法律を創る。
「に改め、酒類配給公団」

(昭和十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一項中「政府貸付金處理審議會ノ議ヲ終ル」及び第二項を削る。

8 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第六條を削る。

9 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項中「戦時補償特別審査會の諮問を経て」及び同條第三項を削る。

10 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第三項中「不動産評価審査會に諮問して」及び同條第五項を削る。

第三十條第四項中「株式等評價審査會に諮問して」及び同條第六項を削る。

11 増加所得税法(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び第二項中「増加所得調査會に諮問して」並びに同條第三項及び第四項を削る。

第十條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。
第十三條を次のように改める。

第十三條 削除
この法律施行前にした行為に対しては、改正前の増加所得税法第十三條の規定は、なお効力を有する。

12 所得税法の一部を次のように改正する。
附則第十三條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。

第十四條 臨時宅地貸賃価格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第三條の見出し中「及び基準地区調査會」を削り、同條第二項から第七項までを削る。

第七條 削除
第十八條中「調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査會、地方実地貸賃価格調査會若しくは宅地貸賃価格調査會の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事を「調査又は審査の事務に従事した者が、その調査又は審査」に改める。

15 この法律施行前にした行為に対しては、改正前の臨時宅地貸賃価格修正法第十八條の規定は、なお効力を有する。

16 戦時喪失無記名國債証券臨時措置法(昭和十九年法律第七十七号)は、廃止する。

17 この法律施行前にした行為に対しては、旧戦時喪失無記名國債証券臨時措置法の規定は、なおその効力を有する。

18 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十七條を次のように改める。

第十七條 削除
第三十二條第一項中「各省各庁

は、「衆議院、參議院、内閣、總理府、法務府、各省、最高裁判所及び會計検査院(以下各省各庁といふ)は、」に改める。

19 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
第七條中「財務部」を「財務局」に改める。

20 閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五條中「財務部」を「財務局」に改める。

21 外國政府の不動産に關する權利の取得に關する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「財務部長」を「財務局長」に改める。

22 貸金業等の取締に關する法律(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十七條中「財務部長」を「財務局長」に、「財務部の支部長」を「財務部長」に改める。

四月二十一日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案

本院議員受田新吉君提出の右案を予備審査のため送付する。
昭和二十五年四月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武蔵

紹介議員 岡元義人君
戦争による身体障害者の生活は窮乏の極に達しているから、恩給法を改正して両手足切断の重度身体障害者に対しては現行給與制度による生活費の二分の一手足切断者以上の者に対しては四分の一および他の傷小不具者に対しては五分の一をそれぞれ増額せられたいとの請願。

第二〇六八号 昭和二十五年四月十三日受理
畜産局の機構拡充に關する請願
請願者 東京都千代田区代官町二日本獸醫協會會長 島村虎猪外一名

紹介議員 深木六郎君
わが國農業經營の基幹である畜産業を飛躍的に發展させるために、現在の農林省畜産局を畜産庁に改組拡充して、その政策的技術的指導力を拡大し、もつて種畜の確保、衛生施策、畜産經營対策等の強化を図られたいとの請願。

第二〇七〇号 昭和二十五年四月十三日受理
畜系局の拡充強化に關する請願
請願者 福島市上町一〇福島県畜産販売農業協同組合連合會長 佐藤善太

紹介議員 橋本萬右衛門君
近々農林省畜系局の機構を改革して、製糸部門は通商産業省に移管することであるが、かくては養蠶製糸間の溝を深め、養蠶業に重大なる影響を與えるから、農林省畜系局を中心とする養蠶製糸その他關係部門の協力体制を確立して、養蠶業の復興を図るため、畜系局を拡充強化せられたいとの請

第二〇七〇号 昭和二十五年四月十三日受理
畜系局の拡充強化に關する請願
請願者 福島市上町一〇福島県畜産販売農業協同組合連合會長 佐藤善太

紹介議員 橋本萬右衛門君
近々農林省畜系局の機構を改革して、製糸部門は通商産業省に移管することであるが、かくては養蠶製糸間の溝を深め、養蠶業に重大なる影響を與えるから、農林省畜系局を中心とする養蠶製糸その他關係部門の協力体制を確立して、養蠶業の復興を図るため、畜系局を拡充強化せられたいとの請

第二〇七〇号 昭和二十五年四月十三日受理
畜系局の拡充強化に關する請願
請願者 福島市上町一〇福島県畜産販売農業協同組合連合會長 佐藤善太

紹介議員 橋本萬右衛門君
近々農林省畜系局の機構を改革して、製糸部門は通商産業省に移管することであるが、かくては養蠶製糸間の溝を深め、養蠶業に重大なる影響を與えるから、農林省畜系局を中心とする養蠶製糸その他關係部門の協力体制を確立して、養蠶業の復興を図るため、畜系局を拡充強化せられたいとの請

第二〇七〇号 昭和二十五年四月十三日受理
畜系局の拡充強化に關する請願
請願者 福島市上町一〇福島県畜産販売農業協同組合連合會長 佐藤善太

紹介議員 橋本萬右衛門君
近々農林省畜系局の機構を改革して、製糸部門は通商産業省に移管することであるが、かくては養蠶製糸間の溝を深め、養蠶業に重大なる影響を與えるから、農林省畜系局を中心とする養蠶製糸その他關係部門の協力体制を確立して、養蠶業の復興を図るため、畜系局を拡充強化せられたいとの請

第二〇七〇号 昭和二十五年四月十三日受理
畜系局の拡充強化に關する請願
請願者 福島市上町一〇福島県畜産販売農業協同組合連合會長 佐藤善太

紹介議員 橋本萬右衛門君
近々農林省畜系局の機構を改革して、製糸部門は通商産業省に移管することであるが、かくては養蠶製糸間の溝を深め、養蠶業に重大なる影響を與えるから、農林省畜系局を中心とする養蠶製糸その他關係部門の協力体制を確立して、養蠶業の復興を図るため、畜系局を拡充強化せられたいとの請

願。

第三八八号 昭和二十五年四月十日
受理

蚕糸局の拡充強化に関する陳情(二通)

陳情者 横浜市中区北仲通五ノ

五七日本生糸販賣農業

協同組合連合会長 北

原金平外一名

わが国経済の振興と輸出を増進し、農業を安定させる上に蚕糸業ほど重要な産業はなく蚕糸業の発展には原料繭の生産から生糸の輸出まで一貫した施策が是非とも必要であるから、農林省蚕糸局の機構を縮小することなくむしろ拡充強化を図りたいとの陳情。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された

一、労働省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月八日)

一、農林省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十四日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)